

## 能代市物品等入札心得（指名競争入札）

### 1 入札の基本的事項

入札参加者は、地方自治法、同法施行令、能代市財務規則、その他関係法令及び仕様書、その他契約締結に関する必要な事項を承諾の上入札に参加すること。

### 2 事前準備

委任状の提出（代表者以外が参加する場合）にあたっては次の各号によること。

- (1) 委任者及び受任者の押印をすること。
- (2) 委任事項として、「(      物品等) に係る入札書及び見積書の提出に関すること」を記載すること。

### 3 入札の実施

- (1) 入札は所定の入札書によるものとし、入札の回数は3回までとする。
- (2) 入札の開始宣言時に入札会場に在席していない場合は、辞退したものとみなす。
- (3) 入札書を郵送する場合は、書留によるものとし、入札日時までに到着したもので1枚（1回分）とする。
- (4) 契約の目的に応じ、予定価格の範囲内で最高又は最低の価格でもって入札した者を落札者とする。
- (5) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより決定する。

### 4 入札の無効

- (1) 参加資格のない者のした入札書
- (2) 一人の入札者又は代理人が、同一事項に二通以上の入札をしたもの
- (3) 入札者が協定した入札書
- (4) 金額その他記載事項が明らかでない入札書
- (5) 入札書の記載が明らかでない入札書
- (6) 入札書記載の金額を訂正したもの
- (7) 初回の入札が不落で最低入札価格を公表後、2回目の入札価格が当該最低入札価格を上回っている入札書
- (8) 入札書に記名捺印のないもの（代理人の場合も同じ）
- (9) 入札条件に違反して入札した入札書

### 5 入札の中止等

次の各号の一に該当する場合は、入札の執行の延期もしくは停止、又は中止することがある。

- (1) 入札の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために協定した者があると認められたとき。
- (2) 入札に参加する者が3者未満であるとき。
- (3) その他やむを得ない事由により市長が認めるとき。

### 6 その他

- (1) 入札書は封書（糊付け）によること
- (2) 入札者の立会は、原則として入札者全員が立ち会うこと。
- (3) 入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。
- (4) 再度（2回目以降）の入札は直ちに行うものとする。